

# 埼玉県人権教育推進協議会会議録

開催日時	令和2年1月21日（火） 午後2時～午後3時30分
会場名	埼玉県県民健康センター 中会議室
<p>(出席委員名)</p> <p>・松澤 正 ・福田 弘 ・栗山 昇 ・宮内 礼子 ・石井ナナエ          ・石川 一浩 ・大谷 礼子 ・堀越由喜子 ・新島 善弘 ・椎名 久和          ・関口 充 ・西川 達男 ・猪狩 孝子 ・加藤 英明</p> <p>(欠席委員名)</p> <p>・島野 隆司 ・野口 英夫 ・渡辺 大輔 ・森 政一 ・島田 悦子          ・柿沼 光夫</p>	
<p>1 報告</p> <p>(1) 令和元年度人権教育課事業の進捗状況について</p> <p>○ 資料4（人権教育の推進について）に基づき説明</p> <p>【質疑応答】</p> <p>委員： 毎年、夏の校内研修で人権教育についての研修を行っているが、これまでは、教員だけの内々の研修で終わってしまっていた。DVDを市や県の教育委員会から借りて、やることはやっていますという感じもあった。</p> <p>そこで、本校では、若い教員も増えてきたこともあり、これまでと違った方法として、講師を呼んで、昨年は同和問題、今年は児童虐待についての研修を行った。当事者の生の声を聞くことができ、子供と接する機会の多い私たちがどう携わっていけばいいのかについて、協議することができた。講義を聞くだけでは、どうしてもやらされているだけの研修となってしまうので、講師の方には、教員に問題を投げかけていただくようお願いした。ただ聞くだけの研修よりも、実りの多いものとなったと思っている。</p> <p>事務局： 学校現場で主体的に研修に取り組まれていることは、大変良いことだと思う。</p> <p>当課においても、各学校の人権教育担当者への研修会では、伝えるべきポイントが確実に学校の教員方に届くように心がけている。また、参加者が講義を聞くだけではなく、お互いが意見交換をする場を設けるなどの工夫をしている。</p> <p>研修に参加した教員が、自分の学校に持ち帰って研修内容を広めるとともに、その学校や地域にどのような人権課題があるのかを踏まえ、主体的に研修などに取り組んでいただくのが理想的である。当課としても、できることはしっかりと取り組んでいきたい。</p> <p>委員： 本校でも、いかに充実した研修をもつかということが、子供たちの人権感覚を育てるために重要であると考えている。</p> <p>今、学校現場では、新学習指導要領で示された「主体的、対話的で深い学びの実現」に向けて取り組んでおり、人権感覚育成プログラムの活用を図り、子供たちの意見を引き出しながら授業を組み立て、子供たちの人権感覚を育成することが求められていると思っている。令和2年度の人権教育課事業の中に、教員の指導者育成を図っていくとあり、学校現場としてもしっかりと対応していきたい。</p>	

委員： 自分が行っている人権擁護委員の活動は、国からの予算で行っているが、国では予算の執行について、事後評価や第三者評価などの検証が求められている。人権教育課の活動も県の予算で執行されているが、事後評価などはどうなっているのか。会議資料の中に「取組に対する関心も高まった」という表現があるが、関心が高まったというのは、研修を受けた人のものなのか、人権教育課の自己評価なのか。

無駄な事業については、予算カットなどの措置があると思う。人権擁護委員においても、反省が生かされていないところもある。今後の取組を考えるために、研修を受けた人の感想や第三者の声を聞いているのか。

事務局： 事業を実施するにあたっては、単に、同じことの繰り返しでは意味がないので、事業後には、次年度に向けた改善を行うために、成果と課題を洗い出すことが重要であると認識している。

当課の研修会では、基本的に参加者からアンケートを取っており、満足度や改善点などの意見を広く集めている。小・中学校など、校種ごとにアンケートが集まるので、課内において次年度へ向けた分析をしている。

また、人権教育の実施状況については、年度末に、例えば、「人権感覚育成プログラム」の活用率など、各学校の状況を調査しており、調査のデータと研修会のデータなどを確認しながら、常に改善を図っているところである。

委員： 人権擁護委員は、人権啓発の一環として、人権教室を開催している。最近では、学校での実施回数も多くなってきている。今後も、積極的に学校に出向き、取組を進めていきたい。

## (2) 「H I V感染者等」(ハンセン病など) や「アイヌの人々」の人権課題に関連する取組等について

### ○ 資料5 (「H I V感染者等」(ハンセン病など) や「アイヌの人々」の人権課題に関連する取組等について) に基づき説明

委員： 学校では、現在、働き方改革として、業務の軽減に取り組んでいる中で、新しい法律ができたので教員に周知してくださいと言われても、もう入る枠がないと感じる。

会長がかつて話していた、人権感覚の育成を大事にするといった根本的な部分と、新しい法律ができて周知する部分と、どちらも大切であるが、現場としては、大変苦しい状況で、時間を確保することが難しいと思っている。

今後、人権課題は増えていくことはあっても減ることはないと思う。人権課題について、まずは教える側が様々なことを理解することも大事だが、もっと根本的な人権感覚の意識を確かなものにしていくことを軽視してはいけないと思う。

委員： 今、委員の言った「分かっているけれど、できない」「できないけれど、やらなければならない」というところで、学校現場では本当に難しい、逃げるに逃げられない状況であると感じる。

それはなぜかという、学校現場というのはいつでも、教員が講師役を務めなくてはならない。教員がどこかへ研修に行って、学んできて、学校現場に下して、

子供たちに浸透させていく。普段の授業や生徒指導だけでも精一杯であるのに、なおかつ、これも勉強してくださいということになると限界がある。限界があるのに、やらざるを得ないから、いい加減になる。中身が薄くなってしまう。

本校では、研修を校内だけで行うことには限界があるから、それならば、ある程度知識のある人と一緒に学んでいこうという方向性を出した。

また、教員採用試験について質問したい。教員になるためには、教育委員会の試験を通過しなければ現場に立つことはできない。そういった中で、H I V感染者やハンセン病患者、同和問題などもそうであるが、試験で人権感覚に関する設問があるのか。

事務局： 教員採用試験については、例えば、人権に関する問題を出せば、こういったことに関心のある教員が採用されるのではないかという意見があることは承知している。ただし、どのような問題を出すかについては、試験の公平性・公正性に関わるので、お答えしかねる。

先ほど、委員からの意見にもあったが、当課としては、国からの通知を基に、県としての通知を発出することが多い。ただし、単に国から通知が出たから、県も出すというのでは、一番のしわ寄せは学校にいつてしまう。県としても配慮する必要がある。

また、教員採用後も、教員として子供たちと関わっていくためには、常に教員の人権感覚を高めていくことが必須だと考えている。どのように人権感覚を高めていくかについては、情報提供の仕方や研修内容だけではなく、子供たちにどのように伝達していくか、そういうことまで考え、工夫していく段階にきているという認識もある。どこまでということは約束できないが、働き方改革の推進ということもあり、色々と考える時期にきていると感じている。

今後、当課としても、13の人権課題を全て広く研修するというのではなく、時には軽重をつけて、時には問題を特化して、例えば、研修にアクティビティを取り入れるなど、色々と考えていく必要がある。

委員： 保護者の立場から意見を述べる。私事であるが、一昨年に乳がんが見つかった。その時に、ちょうど自分の子供は、小学校からがんについてのリーフレットが配られ、そこで教員からがんの話聞いていた。その内容は、今は二人に一人の割合でがんになる可能性があるが、がんだから死ぬということではなく、がんでも治療すれば治る病気であるということを学校で学んできた。子供はさらに、自分で図書館に行って勉強してきて、「ママがつらいんだったら手伝うよ」と言ってくれ、本当に前向きに一緒になって闘病生活を送ることができた。

やはり、リーフレットを配る時は、ただ配るのではなく、その時に例えば、こういう問題があって、その目的のために配るということ子供に説明してもらえれば、わかると思う。配布する時に教員が説明するだけで、子供はちゃんと覚えているし、家でもそういう話をしてくれる。せつかくリーフレットを作っているのだから、是非生かしてほしい。

前回、児童虐待防止のリーフレットの時も意見をしたが、ただ配布するだけではなく、それを資料として生かしてほしいということ、今回、自分の子供のこともあって意見を述べた。よければ是非検討していただきたい。

## 2 協議

### (1) 子供の人権と様々な人権問題（性同一性障害をはじめとする性的マイノリティ）に関連する取組等について

- 資料6（子供の人権と様々な人権問題（性同一性障害をはじめとする性的マイノリティ）に関連する取組等について）に基づき説明

#### 【協議】

委員： 今の学校の教員は大変であると思う。1年間にできる範囲は限られている。本当に頭が下がる思いである。会議資料を見ると、様々な人権課題に対応した教育の充実として、男女共同参画の視点に立った教育のほか、性的マイノリティや障害のある人への差別、同和問題やインターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題、ヘイトスピーチの問題などとあるが、一つ一つを取り扱うだけでも大変である。人権教育が学校教育の中で、限られた授業の中で、教員が子供たちにどう指導していくのか。

例えば性的マイノリティの問題についても、学校では子供を、個人として尊重しながら、それをサポートする形で行っているのではないか。

現段階では、どのように進められているのか、教えてほしい。

事務局： 性的マイノリティの問題については、非常にセンシティブな話である。当課から会議資料にあるポスターを配布することについては、先ほど説明したとおり、性的マイノリティに起因して、子供のうちからいじめを受けることもあるという実態なども考慮している。実際に、いわゆるLGBTをカミングアウトした大人の約40%が、自認したのが小学生の頃であったというデータがある。

そうだとすると、おそらく子供の段階で違和感を抱いていて、子供としては、誰に言えばいいのか、どう言えばいいのか、そもそも相談できるものなのか、これをどのように考えていけばいいのかということ、特に子供が思春期になってくると性自認について色々な問題が生じるものと考えられる。そういった子供たちの支援ということに視点を当てて取り組んでいこうと考えている。

ただし、画一的に行おうとは考えていない。10人いれば10の悩みがあり、10の対応がある。このポスターを配布して終わりということではない。

まずは、子供がこのような悩みを抱えている場合に、相談できる場所があるということ、提示していくことからスタートしたいと考えている。その次の段階としては、相談したいと考えた子供たちは、身近な大人に相談する。その際に、最初に相談した人の対応がまずかったために、その後、社会生活に適応できなくなったり自己肯定感が下がったりしているということがある。そこで、相談される側として、学校現場でいえば教職員が、この問題についての認識を高めていくことが喫緊の課題であると考えている。

また、今後は、既に学校現場で対応した制服や宿泊学習の問題について、様々な事例が集まりつつあるので、ノウハウを持っていない学校でも情報共有できるよう、もう少し埼玉県全体でフラットにならしていくよう取り組んでいきたい。

委員： 私は教員ではないので、学校現場での授業の配分というのが分からないが、学校が人権教育にあてられるのは、年間で何時間くらいなのか。そういった細かい

ことであるが、一つの問題を解決するには相当な時間が必要であると思う。実際の学校現場では、どの程度時間を割いているのか。

例えば、法務省の人権作文で、今年、埼玉県が生徒が文部科学大臣賞を受賞した。これは学校の教員の力もあると思っている。この人権作文を募集すると、一番多いのが、やはりいじめの問題や障害のある人の人権に関する問題である。中学生の作文であるが、人権に対する意識は高まっている。教員も苦勞していると思うが、これだけ重要な人権課題がある中で、子供たちに限られた時間の中で教えている学校現場に関わる委員からも話を聞かせてほしい。

事務局： 当課が人権教育を推進するにあたってお願いしているのは、各学校が教育活動を進める上で、各教科が様々な年間計画を作成するが、その中に人権教育を織り交ぜて取り組んでほしいということである。基本的には、各学校が実情に応じて、この人権課題については、この時間に取り組むということが行われていると考えているが、各委員の方で具体的な事例があれば紹介していただきたい。

委員： 小・中・高・特別支援と校種によって違うと思うが、高等学校では、1日6時間か7時間の授業が週5日あって、本校は31時間であるが、国語が4単位、数学が3単位とある。また、ロングホームルームと総合的な学習の時間があるが、そこは学校の裁量で行っているが、その時間も文化祭や修学旅行など、学校行事のための時間として取り組んでいるので、人権課題について取り組むとなると年に1時間あれば良いくらいである。

教科でない人権教育を取り組もうとすると、対応が難しいのが現状である。そこで、様々な教科の中で、それぞれ人権課題を取り上げている。例えば、公民や家庭科の授業、国語の作品の中で取り上げていくという形で扱っている。

また、人権課題を幅広く取り上げるのかという話があったが、例えば、性的マイノリティで悩んでいる生徒が出てきた時には、人権教育課の資料など様々な資料を見て勉強して、まずは教員が知識をつけてから、実際に生徒の相談などに対応している。

自分は歴史の教員であるが、学習指導要領も、教科書を全部教えるということではなく、ある場面を学習しながら、子供が学び方を知る、という流れになっている。人権教育についても、子供たちが万遍なく知識を身に付けるということは難しい部分もある。必要な時に資料が揃っているということが重要で、必要な時に、人権教育課に相談したり、ホームページの資料を見たりなどしている。

委員： 小学校の場合は、高校に比べて、もう少し裁量がある。教科別だと、それを他のことに使ってしまったら振替がきかないが、小学校は担任制であるので、もう少し臨機応変な対応ができる。

例えば、道徳科の時間が年に35時間ある。その中で、扱わなければならない内容は、20項目前後であるが、それ以外の時間は、人権教育に関する内容を取り扱うことが可能である。また、他に学級活動の時間がある。これも35時間あるので、どういうふうに配分していくのか、学校行事のために取り組まなければならないこともあるが、担任の裁量もある。また、理科であれば、メダカの誕生やヒトの誕生など、命の勉強をするので、そういうところで命の大切さやみんな平等であるということを取り扱うことも可能である。

ただし、先ほど話が出ていた13の人権課題は、一つ取り扱うだけでも大変であり、ボタンをかけ間違えるととんでもないことになる。だからといって、全部の人権課題について造詣を深めることは困難である。

もし、分からないことがあれば、どこかに相談する窓口があると思う。その窓口を知っていることが大きい。だから、県教育委員会には、教員にとことん関われとは言わない。こういう時にはこういう窓口があって、そこで相談すれば、道が拓けていくということを示せば良いと思う。

ただし、せめて、そこだけは知っておいてほしいという部分があると思う。教員であるのに、児童虐待が起こったときに児童相談所も知らないのでは困る。だから、最低限の知識をもつことは大事であると思っている。

委員：吉川市で新しい学校が開校する。その際に、制服はスカートやズボンなどの選択を自由化する形で始まると聞いている。そこで、性的マイノリティの問題について、どの程度対応できるか注意深く見ていきたいと思っている。例えば、新しい学校だけが導入するとすると、他の学校はどうするのか。様々な観点の中で、色々な方向性が出てくると思っている。

先ほどからの話を聞くと、学校現場では、13の人権課題をおそらく消化しきれないのではないかと思う。例えば、エイズの問題やアイヌの人々の問題に関して、学校の周りに当事者や関係者が身近にいるのであれば、違った指導方法があるとも思うが、そうではない場合に、様々な資料を読んで知識を得たり、研修の講師役の教員が指導したりしても、果たして全て消化しきれのだろうかという疑問がある。そういった意味で難しいところがあると思う。

そこで、学校では時間的に厳しいところもあるので、専門的な方に学校現場に来てもらう方法があるのではないか。例えば、保護司会には、薬物乱用防止についての専門的な講師がおり、学校現場で講話をしている。また、保護司は刑務所に行くので、子供たちに、犯罪や刑務所の実態などについて話すこともできる。他にも民生委員など、色々な団体がある。今後、一緒に取り組んでいくことも必要なのではないか。

委員：私は、人権に種類があるとは思っていない。基本的には、人を大切にするとか、相手を思いやるとか、違いを認めるとかだと思ふ。〇〇の人権、〇〇の人権と、一つずつ人権教育をするのではなくて、おじいちゃんおばあちゃんを大切にしている家庭、夫婦同士で一方をいじめたり馬鹿にしたりしない家庭など、家庭が良ければ、子供たちは、外国人だから、障害者だからといって、差別するという心にはならないと思う。子供たちが接することが多いのは学校の教員ということもあって、教員に頼ってしまうことがとても多いと思う。しかしながら、全てを学校に任せるのではなくて、人の心を育てるには、地域や家庭がもっと責任をもって一人一人を大事に取り組んでいかなければならない。

例えば、がんの話があった委員の家庭では、もし仮に、その子供が性的マイノリティだったとしても、子供が親に相談する家庭なのではないかと思う。

つまり、それぞれの家庭がまずはしっかりやっていく。そして、子供に身近な公民館や図書館の職員にも話ができる。そうやって、みんなが少しずつ力を出し合って、私たちも普段から人をいじめたりしない環境づくりをしていくことが大事だと思ふ。

以上で議事を終了する。

### 3 その他

○委員からは特に意見なし

○資料7「令和2年度人権教育実践報告会開催要項（案）」に基づき、来年度の人権教育実践報告会について、以下の案内を行った。

令和2年7月下旬から8月上旬にかけて、県内5会場（北本市、鳩山町、熊谷市、横瀬町、幸手市）で行う。

なお、全体会では開会行事及び小学生、中学生、高校生等による人権作文の発表と表彰を行う。また、分科会では女性・子供・高齢者・障害のある人・同和問題・外国人・その他の人権について実践報告及び研究協議を行う予定である。

また、「令和2年度人権教育実践報告会開催要項（案）」は、来年度の人権教育実践報告会県実行委員会に引き継がれ、そこで協議されることが決定しているので承知してほしい。

### 4 閉会